

播磨町の奨学金制度

播磨町では、経済的理由により就学が困難な学生などに対して奨学金を貸し付けしています。

▶問合せ 教育総務グループ ☎079(435)0533

1. 貸し付け対象となる人

- 播磨町に住所を有し、次のすべての要件を満たす人。
- 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校、各種学校、大学および短期大学など（ただし私立学校については学校法人が設置運営する学校であること）に在学している人
 - 経済的理由により修学が困難な人（播磨町教育委員会の定める所得基準があります）
 - 修学意欲が盛んである人

2. 貸し付けされる額

区分	奨学金の額
国公立の高等学校	月額 17,000円
私立の高等学校	月額 29,000円
高等専門学校	国公立 月額 20,000円
	私立 月額 31,000円
専修学校	国公立 月額 17,000円
	私立 月額 29,000円
各種学校	月額 22,000円
大学・短期大学など	月額 30,000円 または50,000円 (自由選択)

※他の奨学金を受ける人は、その奨学金との合計金額が上記金額を超えない範囲となります。貸付額が上記金額以上の奨学金を受けている場合は、播磨町奨学金の申請は受け付けできませんのでご注意ください。

3. 連帯保証人

貸し付けが決定した場合は、連帯保証人が2人必要となります。

- ・1人目 奨学生の父母
- ・2人目 次のⅠ、Ⅱの条件に全て当てはまる人

Ⅰ. 債務返済能力のある人

別住所で独立した生計を営み、債務返済能力のある人。返済能力を確認できるいずれかの書類を提出していただきます。

- ・所得証明書（給与所得者）年間収入 \geq 月賦返還額 \times 12月+300万円（事業所得者）年間所得 \geq 月賦返還額 \times 12月+200万円
- ・預貯金残高証明書 預金残高 \geq 貸付予定総額
- ・固定資産評価証明書 評価額 \geq 貸付予定総額

Ⅱ. 以下のいずれかに該当する人

- (ア) 奨学生の父母以外の4親等以内の親族で、20歳以上65歳未満の人
- (イ) (ア)に該当する人がいない場合は、20歳以上65歳未満の人
- (ウ) (イ)に該当する人がいない場合は、4親等以内の親族で65歳以上の人

4. 貸し付けされる時期

4月、8月、12月の3回に分けて奨学生本人名義の口座に振り込みます。
(ただし、貸付初年度は、8月、12月の2回とします)

5. 返還の方法

貸付期間終了後の翌月から起算して6カ月経過した月から、返還が始まります。
返還期間は、貸付年月の2倍の年月になります。
(例) 月額50,000円の貸し付けを4年間受けた場合…
月額25,000円を8年間で返還

6. 認定基準(所得基準)

貸付希望者の父母またはこれに代わって生計を維持する人の「所得金額」を合計し、その合計所得金額が次の「収入基準額」を下回れば認定することができます。

収入基準額(平成31年度)

区分	収入基準額	
	大学・専修学校専門課程に在籍	その他の学校に在籍
世帯人員	1人	139万円
	2人	198 //
	3人	212 //
	4人	229 //
	5人	239 //
	6人	250 //
	7人	262 //

7. 所得金額の計算方法

次の①所得金額から②特別控除額を引いたものが所得金額となります。

①所得金額

父母などそれぞれの収入金額について、給与所得の場合は次の計算式により算定した控除額を差し引いて所得金額を求め、それらを合計します。
※ただし、事業所得の場合は売上金額から必要経費を差し引いたものを所得金額とします。

(A) 収入金額の多い人

収入金額	控除額
268万円未満の場合	収入金額と同額
268万円以上400万円以下の場合	収入金額 \times 0.2+214万円
400万円を超え781万円以下の場合	収入金額 \times 0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

(B) 収入金額の少ない人

収入金額	控除額
65万円以下の場合	収入金額と同額
65万円を超え180万円以下の場合	収入金額 \times 0.4 (ただし、控除額が65万円未満の場合は65万円)
180万円を超え360万円以下の場合	収入金額 \times 0.3+18万円
360万円を超え660万円以下の場合	収入金額 \times 0.2+54万円
660万円を超え1,000万円以下の場合	収入金額 \times 0.1+120万円
1,000万円を超え1,500万円以下の場合	収入金額 \times 0.05+170万円
1,500万円を超える場合	245万円

②特別控除額

貸付希望者以外に就学者のいる世帯や母子・父子世帯、障がいのある人がいる世帯など特別の事情のある世帯については、世帯の状況に合わせて特別控除があります。詳しくは教育総務グループにお問い合わせください。

例 4人世帯	【家族構成 父、母、兄(私立大学3年生)、奨学生(私立大学1年生)】
収入金額	父(600万)、母(350万)、兄(60万)、奨学生(0円)
所得金額	父 600万 - (600万 \times 0.3+174万) = 246万円 ア
	母 350万 - (350万 \times 0.3+18万) = 227万円 イ
	兄(対象外) 0円 ウ
	ア+イ+ウ = 473万円 エ
特別控除額	兄 133万+奨学生 137万 = 270万円 オ
	エ-オ = 203万円 < 229万円(4人世帯の収入基準額)

▶平成31年度の奨学金貸付申請の受付期間(予定) 6月3日(月)~17日(月)を予定しています。

▶問合せ 教育総務グループ ☎079(435)0533

播磨町の就学援助

平成31年度小・中学校新1年生の
就学援助(新入学生用品準備費)制度

町立小・中学校新1年生の学用品費及び通学用品に対して援助します。

▼対象 平成31年度より町立小・中学校の新1年生となる子どもがいる世帯で、世帯全員の所得の合計額が基準額以下の世帯(生活保護世帯は除く)

※現在、小学6年生で平成30年度就学援助を受けている人は申請の必要はありません。

▼援助額(予定)

新小学1年生 4万6000円
新中学1年生 4万7千4000円

▼受付期間

2月1日(金)~19日(火)

午前8時30分~正午、午後1時~5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

※郵送での申請も可能です。

▼申請・問合せ

教育総務グループ
☎079(435)0533

子どもたちの携帯電話やスマートフォンなどの所持率

播磨町教育委員会では、毎年小学3年生から中学3年生までを対象に、携帯電話・スマートフォン（以下スマホという）などの利用状況について、アンケート調査を実施しています。

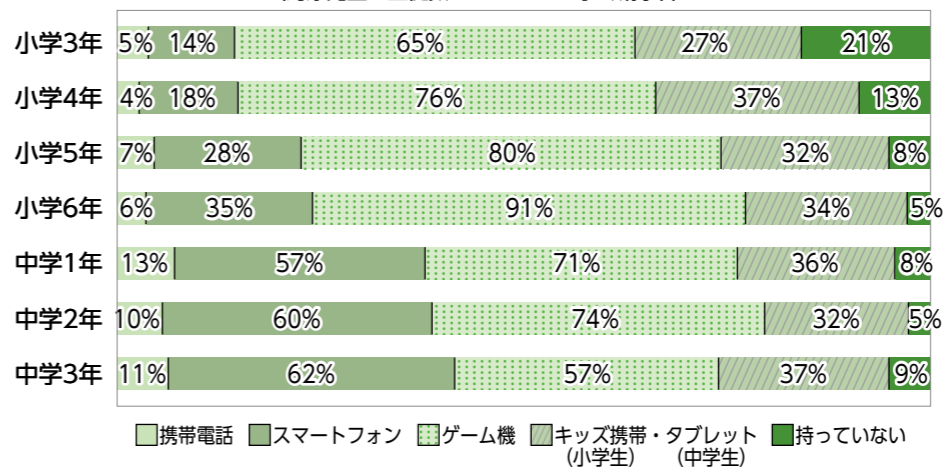
▼問合せ 学校教育グループ ☎079 (435) 0545

携帯電話・スマートフォンの所持率

調査結果から、全体の傾向としては、学年が上がるごとに携帯電話・スマホの所持率が高くなっており、携帯電話を利用している小学6年生は6%、中学3年生は11%、スマホを利用している小学6年生は35%、中学3年生は62%でした。

近年、スマホが青少年の間で普及しているなか、その利用により様々な問題が生じています。ゲームを利用し高額な料金を請求されたり、個人情報流出によるトラブルや有害サイトを通じて犯罪に巻き込まれたりするケースがあります。また、SNSを通じて、児童生徒が自分の裸の写真を送信せられる被害は、兵庫県でも多数報告されています。そこで、今回の調査結果をご覧いただき、子どものネット利用についてしっかりと把握するとともに、携帯電話やスマホなどの適切な使い方について、ご家族で話し合ってくださいと思います。

携帯電話・スマートフォンなどの所持率 (対象児童・生徒数を100とした時の所持率)



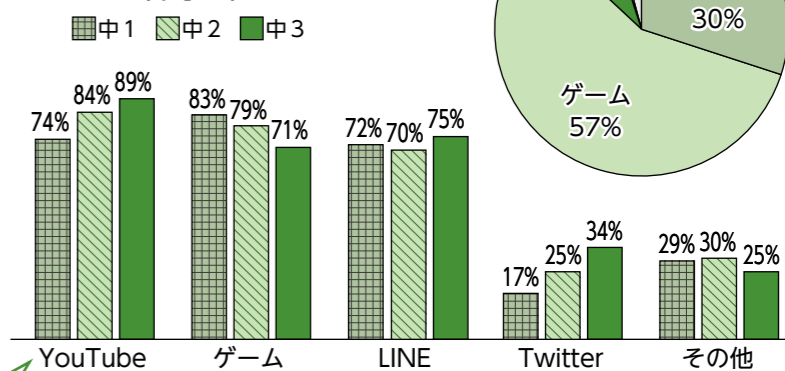
利用しているコンテンツ

小学生の1位は、ゲーム
中学1年生の1位は、ゲーム
2年生、3年生は、YouTube

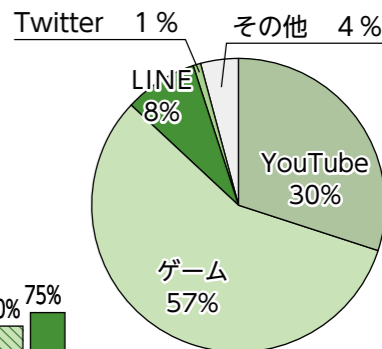
携帯電話やスマホなどで、小学生が主に利用しているコンテンツはゲームで、続いてYouTubeでした。中学生の70%以上がYouTube、ゲーム、LINEを利用しています。

また、Twitter 利用は学年が進むにつれ割合も増えていきます。その他の項目では、InstagramやTikTokを利用していると回答した生徒が多かったです。

利用しているコンテンツ (中学生)



主に利用しているコンテンツ (小学生)

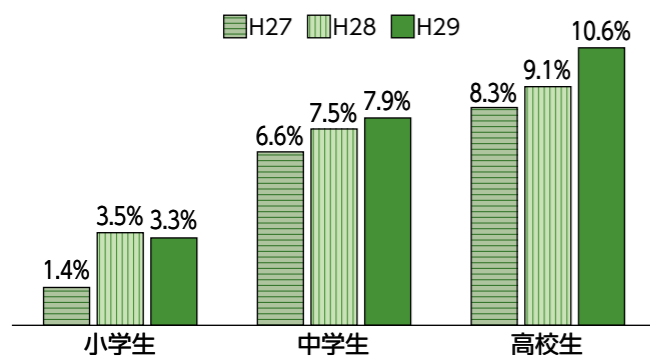


用語解説：ゲーム 通信機能付きのゲームでインターネットを介してほかの人とプレイすることや、有料（課金）で遊ぶゲームもある。**YouTube**（ユーチューブ）動画投稿共有サービスのこと。**LINE**（ライン）文字やスタンプ、通話ができるコミュニケーションアプリで、画像や動画の投稿や、**LINE Pay**（ラインペイ）という電子マネー機能もある。**Twitter**（ツイッター）140文字以内の文字や画像、動画を投稿し共有することができるサービス。**Instagram**（インスタグラム）写真の投稿と共有ができるサービス。**TikTok**（ティックトック）短い動画を投稿し共有するアプリとそのサービス利用者のコミュニティのこと。

ネット依存に注意！！

ネットを使わないと不安になったり、もっと使いたいという気持ちを我慢できなくなったりすることを「ネット依存」と呼んでいます。「暇さえあればスマホのチェック」「寝る間を惜しんでウェブサイトの閲覧」「食事中もスマホを手放せない」あなたにも心当たりはありませんか？ネット依存になると、眠れない・食欲がなくなる・勉強が手につかないなどの症状が見られるようになります。そうならないために、利用方法や利用時間を振り取り、適度な利用を心がけるようにしましょう。

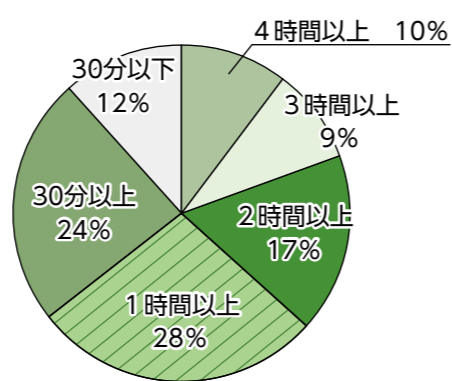
インターネット依存の割合 (兵庫県調査結果)



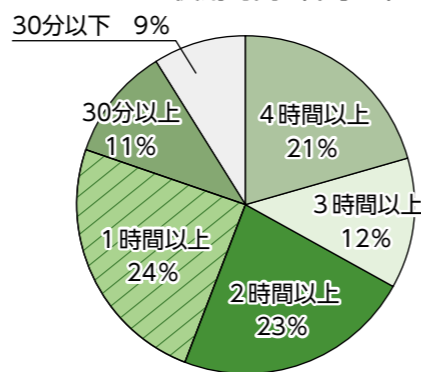
1日の使用時間 (インターネット接続可能な端末)

4時間以上使用している小学生は10%、中学生は21%で、2時間以上使用している小学生は36%、中学生は56%です。また、学年が上がるごとに使用時間は増加傾向にあります。使用時間が長くなると、学習時間や睡眠時間が短くなり、学力の定着に悪い影響を及ぼす可能性があります。また、長時間使用することで、家族とのコミュニケーションが低下したり、ネット依存になったりするケースもあります。

1日の使用時間 (小学生)



1日の使用時間 (中学生)



家庭内のルールの具体例

- ・利用する場所を決める（リビング）
- ・利用時間を決める（午後10時以降は使用禁止）
- ・1日1時間以上は使用しない
- ・課金しない
- ・知らない人とつながらない
- ・あやしいサイトや動画を見ない
- ・悪口を書き込まない
- ・異変があればすぐに言う
- ・宿題、勉強を先に終わらせる
- ・許可なくアプリやゲームを入れない
- ・ながら使用禁止（食事、テレビ、勉強、歩きなど）
- ・テスト前、期間中は使用禁止
- ・個人情報（写真を含む）を書き込まない

保護者の方へ

- ① **フィルタリングを必ず利用しましょう**
フィルタリングの利用は、兵庫県青少年愛護条例で原則義務化されています。犯罪やトラブルから子どもたちを守るためにも、フィルタリングの利用をお願いします。（フィルタリングに関する詳しいことは、各携帯電話会社などにお問い合わせください）
- ② **家庭内のルールを決めましょう**
日頃から家庭でのコミュニケーションを大切に、インターネットの危険性を教えることや生活に支障がない使い方について親子で話し合ってください。そして、家庭内でルールを決めておくことで、使いすぎを防止するだけでなく、ネットに関する安全意識を高めることができます。
- ③ **困った時は専門機関に相談しましょう**
SNSでの悪口や誹謗中傷などの書き込み、ネットいじめ、個人情報（写真を含む）の流出、架空請求による詐欺など、ネット利用でのトラブルや犯罪に巻き込まれるケースが増えていきます。もし、そういったトラブルや犯罪に巻き込まれ、困った場合には、後に記載する兵庫県の専門機関へ相談してください。

兵庫県での相談窓口

- ・県警本部サイバー犯罪対策課 ☎078 (341) 7441 (代表)
- ・県警本部青少年課ヤングトーク ☎0120 (786) 109
- ・ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口（月～土曜日午後2時～7時） ☎06 (4868) 3395